

三重県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.3E-2	4.0E-1	4.2E+1	42.5
64	エトフェンプロックス	2.5E+1	9.9E+0	2.4E+1	3.7E+1	96.9
117	テブコナゾール				5.3E+0	5.3
139	トラロメトリン			3.9E+0	3.4E+0	7.4
140	フェンプロパトリン			3.0E+0		3.0
153	テトラメトリン	2.3E+2	1.2E+1	2.4E+2	1.7E-1	477.5
181	ジクロロベンゼン	5.0E+2	2.8E+2			774.3
225	トリクロルホン		9.9E+0			9.9
251	フェニトロチオン		1.9E+2	3.6E+0		196.5
252	フェンチオン	5.6E+0	7.7E+1	5.6E+0		88.4
256	デカン酸				4.2E+0	4.2
350	ペルメトリン	5.0E+1	5.7E+1	3.3E+1	9.7E+1	237.0
405	ほう素化合物		1.5E-1	5.7E+1	3.5E+0	60.9
427	カルバリル			1.9E+2		188.8
428	フェノプカルブ			1.9E+1	2.5E+2	269.3
457	ジクロルボス	9.7E+1	8.7E+2			966.0
合 計		9.0E+2		5.8E+2	4.4E+2	3427.7

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等